

令和6年6月25日

中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会 石川座長様
食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 食品リサイクル小委員会 渡辺座長様

食品リサイクル法基本方針の見直しに対する意見書

中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会 委員
一般社団法人 全国食品リサイクル連合会 専務理事・事務局長 松岡力雄



(総論)

事務局より事前説明を受けた基本方針の見直し（案）について、理事会・総会に諮ったところ、全般的に賛成である。特に、国・地方自治体・食品関連事業者・登録再生利用事業者・農林漁業者全体の情報公開を進めていくことは、食品ロス削減に取組む一般消費者の知る権利に応える意味でも大切なことであり、食品リサイクル法の施行状況の点検を正しく把握する上でも極めて重要な政策である。当団体も、業界自主基準・食品リサイクル優良事業者認定制度において、過去5年間の再生利用量や製品製造量・販売量等、処理フロー図、法令順守チェック内容など、団体HPにて情報公開をスタートした。今後も積極的に情報公開を推進し、国の施策に協力していきたい。

再生利用における個別・具体的な課題について

問題提起1 発生抑制の定義・解釈について

例えば、排出事業所内の廃棄物保管場所に設置された生ごみ処理機（消滅型・減量し排水口に流す）を使って食品関連事業者が自ら処理した食品廃棄物や、そのまま有価で買い取らせた食品廃棄物（例えば、賞味期限切れのパン、廃食用油など）については、それらの量を発生抑制量としてカウントしている食品関連事業者もあると聞く。こうしたケースは、発生抑制量としてカウントしても良いのか？発生抑制の定義・解釈について環境省の見解をお聞かせ願いたい。

問題提起2 再生利用等の優先順位について（優先順位の実効性を高めるために）

先の再生可能エネルギー規制改革における審議会の答申では、食品リサイクル法は、立法趣旨に立ち返り、飼・肥料の国内循環を最優先することが審議会の中で合意され、現状の食品リサイクル法に定める優先順位を堅持することとなった。しかし、再生利用の現場では、一

部の食品関連事業者において、優先順位に従わず、飼料化や肥料化できる有用な食品廃棄物であっても、再生可能エネルギー推進を理由に、メタン化施設に切り替えるなど、優先順位に従わない委託処理が行われている実態もある。優先順位の実効性を高めるために、例えば、優先順位に従わなければ、国からの行政指導や再生利用等実施率にカウントしないなど、実効性を高めるための施策が必要である。

問題提起3 油脂化について（飼料用油脂）

全国油脂事業協同組合連合会調べでは、食品関連事業者が排出する年間42万トンの廃食油の約6割が鶏や豚などの飼料向けに販売されている。しかし、食品リサイクル法の定義では、油脂化はメタン等の中に含まれ、飼料用油脂については飼料化として明確に定義されていない。そのため飼料用油脂が、SAF（持続可能な航空燃料）に利用されると、国内の飼料用油脂が大幅に減少し、畜産農家に多大な影響を及ぼす恐れがある。飼料用油脂については、飼料化に含めて明確に定義するよう見直しを求める。

問題提起4 市町村担当者に対する食品リサイクル法の周知・徹底について

各市町村の廃棄物行政担当者において、食品リサイクル法に対する認知度に大きな隔たりがあり、一般廃棄物処理計画の策定に関し、食品リサイクル法における市町村の責務が不明確のまま、単純焼却が行われている自治体も多くある。また、5年前の基本方針の見直しの答申において、市町村の事業系一般廃棄物の安価焼却を是正するため、市町村による事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進についても、国が指針（ガイドライン）を策定し、地方自治体職員に対し、更なる教育・徹底を行うことが必要である。

問題提起5 食品関連事業者における排出事業者責任の強化について

（多量排出事業者の規模の見直しについて）

現状、多量排出事業者は、食品廃棄物等の発生量が、年100トン以上の場合は、毎年度、その発生量や再生利用等の状況に関し主務大臣に報告し、勧告、命令の対象となっている。しかし、地方ではこうした大規模な食品関連事業者は少なく、いまだ食品リサイクルに消極的な食品関連事業者も多い。例えば年間50トン以下、30トン以下など段階的に引き下げ、準多量排出事業者も対象とすべきである。

問題提起6 食品関連事業者の定義や範囲について

現在、民間事業者は食品関連事業者に該当すればすべて食品リサイクル法の対象となるが、行政施設は対象から外れている。（例えば、学校給食センター、刑務所の食堂、自衛隊食堂

等) 国が定めた法律である以上、率先して行政の直営施設も食品関連事業者の対象とすべきである。仮に、定義や範囲の見直しきれないのであれば、食品関連事業者に該当しなくても、出す側の行政施設と受け入れる側の登録再生利用事業者の双方が合意されていれば、越境移動して受け入れられるよう、新たな特例制度を設けることを望みたい。

問題提起 7 災害備蓄食料品（乾パン、アルファー米等）について

自然災害に備え、各自治体を中心に災害備蓄食料品を大量に保管している現状があり、賞味期限切れが生じた場合、大量に排出、焼却されることから災害備蓄食料品についても、食品リサイクル法の対象とすべきである。

問題提起 8 廃棄物管理業の問題について

最近、廃棄物管理業という業務が多く散見されるようになり、排出事業者と再生利用事業者の間に入って、ピンハネ行為が行われている。委託先の選定についても、廃棄物管理業者が間にに入って、再生利用事業者は、直接、排出事業者と面談や話し合いができないなど、廃棄物処理法上の二者契約の原則が正しく履行できない状態にある。平成 29 年 3 月 21 日に環境省より発出された、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」（通知）「地方公共団体の規制権限が及ばない第三者に、委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量・委託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）の決定を委ねるべきではない。（俗に言うブローカー通知）の更なる徹底をお願いしたい。

問題提起 9 登録再生利用事業者制度の更なる認知度向上と、行政手続きの標準化・透明化・効率化について

食品リサイクル法制定から 24 年目を迎えるが、この間、「登録再生利用事業者制度」に対する登録基準が厳しくなる一方で、特例措置については、市町村の越境移動や肥料取締法・飼料安全法の特例（製造・販売の届出不要）のみとなっている。また、市町村による事前協議制が敷かれており、越境移動の手続きに大きな時間と労力を費やしている。登録再生利用事業者だからと言って、制度が優位に働いて委託されている実感に乏しく、登録再生利用事業者を更新しない事業者も増えてきた。国が作った登録制度をもっと広く社会に周知していただきたい。また、更新手続きにおいて、農林水産省・環境省の出先機関が行っているが、担当者によっては、すでに都道府県知事から得ている産業廃棄物処分業許可や、市町村から得ている一般廃棄物処分業許可等の内容についてまでも審査対象となっている。国の出先機関から許可権者である地方自治体に確認すれば事足りるのに、それを登録再生利用事業者側に説明させ、一つ回答すると、またその回答に対し、つぎはぎ的に質問を繰り返すなど、永遠に出口が見えない状況がある。出先機関の職員の方も勉強する意味で行っていると理

解しているが、一体、どこまでの書類を提出すれば、更新手続きが完了するのか？実際、1年近くもかかり、その間に更新期限を過ぎてしまい、食品関連事業者側からの苦情が相次いでいる。新規・更新申請については、法定様式のひな形が定められているものの、添付書類についても明確に定め、記入例を例示するなど、出先機関の全国一律の手続きが標準化・透明化・効率化されるよう、本省が法定手続きを改善する必要がある。

以上